

奈良県告示第三百八十七号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項第一号の規定により道路管理者である奈良県に代わってその権限を行う奈良県道路公社は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、平成三十一年一月三十日道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇八号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
生駒市壱分町一一 二番一から 生駒市小瀬町九三 五番一まで	前	後	前	二〇・〇 ） 一四〇・〇	二七五・七	第二阪奈有料 道路
奈良市中町三三二 七番二四八から 奈良市中町三四六 三番五まで	前	後	前	三三・四 ） 一〇一・六	九一七・〇	第二阪奈有料 道路
	後		後	二五・四 ）	九一七・〇	第二阪奈有料 道路

<p>奈良市宝来五丁目 二八九番一から 奈良市宝来五丁目 一四九九番まで</p>		
<p>後</p>	<p>前</p>	
<p>五三・九 ） 二二・〇</p>	<p>六〇・五 ） 二二・〇</p>	<p>一〇一・六</p>
<p>一五九・〇</p>	<p>一五九・〇</p>	
<p>道路 第二阪奈有料</p>	<p>道路 第二阪奈有料</p>	